

<h1 style="font-size: 48px; margin: 0;">静岡市報</h1>	No. 18
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発行日 毎月1日・随時	

目 次

**規 則**

- 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市再犯防止推進計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・ 6
- 静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

**教育委員会規則**

- 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
・・ 12

**告 示**

- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・ 15

# 規 則

静岡市規則第80号

静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年8月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

第19条の2の表中

「

第11条	政令第8条第5項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。） 附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	政令第31条の6第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第31条の6第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類

を

」

「

第11条	政令第8条第6項又は児童扶養手	政令第31条の6第6項の規定によ
------	-----------------	------------------

	<p>当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。） 附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者</p>	<p>り据置期間の延長を受けようとする者</p>
	<p>政令第8条第6項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類</p>	<p>政令第31条の6第6項の規定による場合は、被害の状況を証する書類</p>

に  
」

改める。

第20条の表中

「

<p>第11条</p>	<p>政令第8条第5項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。） 附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者</p>	<p>政令第37条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者</p>
	<p>政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属</p>	<p>政令第37条第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類</p>

を

	する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年及び前々々年の所得を証する書類	
--	---	--

」

「

第11条	政令第8条第6項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。） 附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	政令第37条第6項の規定により据置期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第6項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第37条第6項の規定による場合は、被害の状況を証する書類

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第81号

静岡市再犯防止推進計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和2年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市再犯防止推進計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市再犯防止推進計画策定委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定について調査審議すること。
- (2) 計画の策定に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 再犯の防止等に関し優れた識見を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年8月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。

## 静岡市規則第82号

静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則をここに制定する。

令和2年9月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市恩田原スポーツ広場（以下「広場」という。）の利用の許可を受けようとする者は、恩田原スポーツ広場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (利用許可書の交付)

第3条 市長は、広場の利用を許可したときは、恩田原スポーツ広場利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付する。

## (使用料の減額又は免除の手続)

第4条 条例第7条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、恩田原スポーツ広場使用料減額・免除承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、恩田原スポーツ広場使用料減額・免除承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

## (使用料の還付の申請)

第5条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、恩田原スポーツ広場使用料還付申請書（様式第5号）に恩田原スポーツ広場利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

## (利用の許可の取消しの申出)

第6条 条例第10条の規定により利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、恩田原スポーツ広場利用許可取消申出書（様式第6号）に恩田原スポーツ広場利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

## (遵守事項)



第7条 広場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (2) 許可を受けずに、寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な市長の指示に従うこと。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

# 教育委員会規則

## 静岡市教育委員会規則第18号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年8月27日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第4条 教育委員会は、条例第7条の規定により、教育職員が正規の勤務時間以外の時間において行う業務の量を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内とするため、教育職員が行う業務の量の適切な管理を行うものとする。

（1）次号に規定する業務以外の業務に勤務する教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる教育職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア）1月において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間について45時間

（イ）1年において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間について360時間

イ 1年において勤務する業務が次号に規定する業務からこの号に規定する業務となった教育職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア）1年において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間について720時間

（イ）ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮

して、教育委員会が別に定める期間において教育委員会が別に定める時間及び月数

（2）他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い業務として教育委員会が指定するものに勤務する教育職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間について100時間未満

- イ 1年において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間について720時間
  - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において正規の勤務時間以外の時間において行う業務の時間の1月当たりの平均時間について80時間
  - エ 1年のうち1月において45時間を超えて正規の勤務時間以外の時間において業務を行う月数について6月
- 2 前項に定めるもののほか、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第584号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ヤフー株式会社	を
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	

」

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	に、
-------------------------	-----------------------	----

」

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社トラストバンク	を
-------------------------	-------------	---

」

「

インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社トラストバンク	に
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	ベリトランス株式会社	

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。